

大阪府外部通報処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報のうち、大阪府が法第2条第1項に規定する権限を有する行政機関となるもの（以下「外部通報」という。）の事務処理に必要な事項を定めることにより、制度の適正かつ円滑な執行を確保し、もって通報者の保護及び法令遵守（コンプライアンス）の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- 二 外部通報窓口 外部通報の受付をし、及び相談に応じる窓口をいう。
- 三 部局 大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）に規定する部及び局並びに大阪府会計管理者の補助組織設置規則（平成19年大阪府規則第7号）に規定する会計局をいう。

(処理の基本事項)

第3条 外部通報窓口を総務部法務課（以下「法務課」という。）に設置する。

- 2 総務部法務課長（以下「法務課長」という。）は、総務部長の命を受けて、外部通報の受付及び処理に関する事務を行う。
- 3 外部通報の事務処理に当たっては、個人情報の取扱いについて特に注意しなければならない。

(外部通報の処理)

第4条 法務課長は、外部通報の受付に当たっては、次に掲げる事項を把握するとともに、通報者に対して、通報者の秘密は保持されることを説明しなければならない。なお、受け付けた通報に係る事項について府が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示するものとする。

- 一 通報者の氏名
 - 二 通報者の連絡先
 - 三 外部通報の内容となる事実の概要及び当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由の有無
- 2 総務部長は、受け付けた外部通報についてその内容を検討し、速やかに当該通報対象事実について処分等の権限を有する所管の部局（以下「所管部局」という。）の長（以下「所管部局長」という。）に通知するとともに、必要があると認めるときは、通報対象事実に関する調査を依頼するものとする。なお、通報が法に基づく公益通報に該当しないときは、その旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。
 - 3 所管部局長は、調査の依頼を受けたときは、必要な調査を行わなければならない。なお、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 4 調査の結果、通報対象事実が判明したときは、所管部局長は、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。この場合において、所管部局長は、当該措置の内容を総務部長に通知するものとする。
- 5 法務課長は、通報者に対し、調査の進捗状況及び措置の内容等に関する情報を遅滞なく通知するよう努めなければならない。なお、通知に当たっては、職務上の秘密及び関係者の個人情報の保護に留意しなければならない。
- 6 所管部局が複数ある場合は、相互に連携して調査を行い、又は措置を講じるなど、緊密に連絡し、及び協力するものとする。
- 7 総務部長は、前項の規定による連絡及び協力が適切に行われるよう必要な連絡調整を行う。

（相談、情報提供の処理）

- 第5条 法務課長は、総務部長の命を受けて、前条に定める事務のほか外部通報に関する相談及び情報提供（以下「相談等」という。）に関する事務を処理する。
- 2 総務部長は、必要に応じ、外部通報に関する相談等の内容を所管部局長に通知する。なお、部局に対して直接外部通報に関する相談等があったときは、当該部局の長は、速やかにその内容を総務部長に通知するものとする。

（職員の責務）

- 第6条 外部通報の事務処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならず、及び自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。
- 2 部局の職員は、外部通報に関する事務処理について協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

（通報関連資料の管理）

- 第7条 外部通報の事務処理に関する文書については、大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）に基づき管理するとともに、通報者の秘密保持が図られるよう特に配慮しなければならない。
- 2 外部通報の事務処理に関する文書の保存期間は、10年とする。

（公表）

- 第8条 総務部長は、毎年度、部局の長に対し、外部通報に関する処理の状況について報告を求め、これを取りまとめて、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表するものとする。

（細目）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、外部通報の事務処理に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。